

明石市長 泉 房 穂
(公印省略 政策局プロジェクト推進室)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市政策局プロジェクト推進室の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市役所新庁舎建設設計業務委託
- (2) 業 務 場 所 明石市内
- (3) 業 務 内 容 新庁舎建設及び関連工事等の設計
なお、詳細については、明石市役所新庁舎建設設計業務委託特記仕様書による。
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和4年3月10日まで
(基本設計：契約締結日の翌日から令和3年2月26日まで
実施設計：基本設計完了の日から令和4年3月10日まで)
- (5) 提 案 上 限 額 450,909千円（税抜）

2 選定方針

- (1) 審 査 主 体 明石市役所新庁舎設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、技術提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。
- (2) 一 次 審 査 参加申請書等により、参加要件の審査を行い、要件を満たしていれば技術提案書の提出者とする。要件を満たさないと判断された場合は、この時点で失格となる。
- (3) 二 次 審 査 技術提案書等の内容について、書類審査及びヒアリング審査（技術提案）を実施した上で評価を行う。
- (4) 担 当 部 局 明石市政策局プロジェクト推進室（新庁舎担当）
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号（明石市役所分庁舎5階）
TEL：078-918-5283 FAX：078-918-5136
E-mail: toshikaihatsu@city.akashi.lg.jp
- (5) そ の 他 選定委員会の委員構成については、審査の公正性を確保するため、本プロポーザル手続が完了するまで公表しないものとする。

3 実施スケジュール（予定）

	内 容	時 期
一次審査 (参加要件 の審査)	公募型プロポーザル実施の公表	2020年（令和2年）4月27日
	質問期間①（公募型プロポーザル全般について）	2020年（令和2年）4月27日～5月12日
	質問期間①の質問回答日	2020年（令和2年）5月19日
	参加申請書等の受付期間	2020年（令和2年）5月19日～5月27日
	一次審査の結果通知	2020年（令和2年）6月1日
二次審査 (書類・ヒ アリング 審査(技 術提案))	質問期間②（技術提案書等について）	2020年（令和2年）6月1日～6月4日
	質問期間②の質問回答日	2020年（令和2年）6月12日
	技術提案書等の受付期間	2020年（令和2年）6月12日～6月19日
	プレゼンテーション・ヒアリング審査	2020年（令和2年）7月上旬
	二次審査の結果通知	2020年（令和2年）7月中旬

4 プロポーザル方式参加要件

本業務のプロポーザル方式に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす単体企業とする。

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（コンサルタント）に建築設計「建築一般」で登録されている者であること又は参加申請書等の受付終了日までに明石市競争入札参加資格申請を明石市総務局財務室契約担当に提出し、適正に受理された者であること。
- (2) 2010年（平成22年）4月1日から2020年（令和2年）3月31日までの間に、国内において地方公共団体の発注に係る議場を有する庁舎（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）付録別添二第四号の項第2類の欄に規定する庁舎をいう。議場は別棟でも可。以下同じ。）で、1棟が5階建て以上かつ延床面積10,000㎡以上の庁舎の新築、改築又は増築（改築又は増築の場合は、当該改築又は増築部分が5階建て以上かつ延床面積10,000㎡以上であること。）に関する基本設計業務及び実施設計業務を元請として完了した実績を有する者であること（基本設計業務と実施設計業務は同一自治体によるものであるかは問わない。）。
- (3) 免震構造を採用した庁舎の新築、改築又は増築（改築又は増築の場合は、当該改築又は増築部分に免震構造を採用していること。）に関する基本設計業務及び実施設計業務を元請として完了した実績を有する者であること（基本設計業務と実施設計業務は同一自治体によるものであるかは問わない。）。
- (4) 配置予定技術者は、以下のアからカまでのすべての条件を満たすこと。
 - ア 管理技術者は、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）であること。
 - イ 意匠担当主任技術者と意匠担当技術者は、一級建築士であること。
 - ウ 構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士（建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）であること。
 - エ 電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は、設備設計一級建築士（建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士をいう。）又は建築設備士（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士をいう。）であること。
 - オ 管理技術者、意匠担当主任技術者、意匠担当技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者をそれぞれ1名以上配置すること（兼任は不可）。
 - カ 管理技術者と各担当主任技術者と各担当技術者は、参加申請書等の受付日以前に参加者の組織と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

- (5) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録があり、一級建築士を20名以上保有していること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、本業務のプロポーザル方式の公告日（以下「公告日」という。）から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (10) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (11) 公告日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。
- (12) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本業務のプロポーザル方式に参加できること。

5 仕様書等のダウンロード

(1) ダウンロード開始日

2020年4月27日

(2) 方法

明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、担当部局にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

6 資料の閲覧及び貸与

(1) 閲覧及び貸与の対象資料

ア 閲覧対象資料

次の図面を担当部局の窓口に設置しているパソコン画面で閲覧することができます。また、次の図面のうち、配置図、ボーリング調査資料（昭和43年、昭和63年実施）、インフラ現況図等については、仕様書等とあわせて明石市ホームページでダウンロードすることができます。

図面	サイズ・枚数
既存本庁舎（窓口棟・事務棟・議会棟）設計図	A1・212枚
既存立体駐車場設計図	A1・129枚
既存議会棟設計図（増築）	A1・49枚
既存西庁舎設計図	A1・95枚
既存分庁舎設計図	A1・152枚
既存中崎分署棟設計図	A1・105枚
既存南会議室棟設計図	A2・94枚

イ 貸与対象資料

既存庁舎等の平面図、立面図及び断面図のCADデータ（JWW形式）を保存したCD-Rの貸与を受けることができます。

(2) 閲覧及び貸与の期間

ア 閲覧期間

2020年4月27日から6月4日まで（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 貸与期間

2020年4月27日から技術提案書の提出日まで

(3) 閲覧及び貸与の場所

明石市役所 分庁舎5階

※CD-Rの貸与については、郵送（着払）も受け付けます。

(4) 閲覧及び貸与の申請方法

閲覧及び貸与を希望する場合は、電子メールにより担当部局へ別紙「資料閲覧申請書兼参考図面のCADデータ貸与申請書」を提出してください。なお、必ず担当部局への電話連絡により電子メールの着信を確認してください。

7 質問期間①（公募型プロポーザル全般について）の質問及び回答

(1) 質問期間①（公募型プロポーザル全般について）で質問しようとする者は、下記期間内に電子メールにより担当部局へ質問期間①の質問書（様式1-①）を提出してください。なお、必ず担当部局への電話連絡により電子メールの着信を確認してください。

2020年4月27日から2020年5月12日午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2020年5月19日午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

8 一次審査に関する書類（参加申請書等）の提出

(1) 参加を希望する者は、応募案内及び提出書類の作成要領を確認し、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）

イ 一級建築士事務所の登録証明書（写）（1部）

ウ 保有する一級建築士の届出書（1部／様式5）及び資格、雇用関係を証する書類等（写）

エ 業務実績調書（1部／様式6）及び業務実績を証する契約書等（写）

オ 配置予定技術者調書（1部／様式7-①～⑥）及び配置予定技術者の資格、雇用関係を証する書類等（写）

※ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証する書類等（写）については、ウと同様の場合は、提出不要とする。

カ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

(2) 書類の提出方法

ア 持参又は郵送により提出してください。

イ 持参の場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、担当部局まで持参してください。書類の受領後、提出書類受領確認書を交付します。

ウ 郵送の場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて担当部局へ郵送してください。

エ 郵送の場合に使用する封筒は、宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らず

に入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

オ 郵送の場合は、郵送手続を行った日中に書留・特定記録郵便物等受領証の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAXにより担当部局へ送信してください。

カ 2020年5月19日午後1時に明石市ホームページに質問期間①の質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に提出してください。

キ 提出期限は、2020年5月27日午後5時40分（担当部局必着）です。

9 一次審査（参加要件の審査）の実施

（1）審査方法

提出された参加申請書等により参加要件を審査し、要件を満たしていれば技術提案書の提出者となります。要件を満たさないと判断された場合は、この時点で失格となります。

（2）審査結果の通知

参加要件の審査結果については、2020年6月1日に一次審査（参加要件の審査）結果通知書により通知します（通知方法は電子メール及び郵便による。）。

10 質問期間②（技術提案書等について）の質問及び回答

（1）質問期間②（技術提案書等について）で質問しようとする者は、下記期間内に電子メールにより担当部局へ質問期間②の質問書（様式1-②）を提出してください。なお、必ず担当部局への電話連絡により電子メールの着信を確認してください。

2020年6月1日から2020年6月4日午後1時まで

（2）質問に対する回答

2020年6月12日午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

11 二次審査に関する書類（技術提案書等）の提出

（1）技術提案書の提出者は、応募案内及び提出書類の作成要領を確認し、次に掲げる書類を提出すること。

【書類審査に必要な書類】

ア 業務参考見積書（1部／様式8）

イ 業務参考内訳書（1部／様式9）

ウ 業務実績調書（1部／様式6）及び業務実績を証する契約書等（写）（1部）

※8-（1）の「エ 業務実績調書及び業務実績を証する契約書等（写）」と同様の場合は、提出不要とする。

エ 配置予定技術者の業務実績を証する契約書等（写）

※8-（1）の「オ 配置予定技術者調書」に、審査基準において加点の対象となる業務実績を記載した場合のみ提出すること。

オ 公共性（施策反映）評価提出書（1部／様式10～15）

【ヒアリング審査（技術提案）に必要な書類】

カ 技術提案書（1部／様式16）

キ 実施体制調書（10部／様式17）

ク 設計工程表（10部／様式18）

ケ 計画概要書（10部／様式19）

コ 評価テーマに対する技術提案書（10部／様式20）

（2）書類の提出方法

- ア 持参又は郵送により提出してください。
- イ 持参の場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、担当部局まで持参してください。書類の受領後、提出書類受領確認書を交付します。
- ウ 郵送の場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて担当部局へ郵送してください。
- エ 郵送の場合に使用する封筒は、宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。
- オ 郵送の場合は、郵送手続を行った日中に書留・特定記録郵便物等受領証の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAXにより担当部局へ送信してください。
- カ 2020年6月12日午後1時に、明石市ホームページに質問期間②の質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に提出してください。
- キ 提出期限は、2020年6月19日午後5時40分（担当部局必着）です。
- ク 一次審査に関する書類（参加申請書等）を提出し、技術提案書の提出者となっても、提出期限までに二次審査に関する書類（技術提案書等）を提出しなかった場合は、本業務のプロポーザル方式への参加を辞退したものとします。

12 二次審査（書類・ヒアリング審査（技術提案））の実施

（1）選定方法

提出された技術提案書等の内容について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施した上で審査を行います（審査基準の詳細については、選定要領及び審査基準を参照のこと。）。

（2）プレゼンテーション・ヒアリング審査の日程及び場所

ア 日程 2020年7月上旬

イ 場所 明石市役所内会議室（予定）

※ 日程、場所については、一次審査の結果通知時にお知らせする予定です。また、当日の参集時間等の詳細については、技術提案書の提出者に個別に連絡します。

（3）結果の通知

提案審査の結果については、7月中旬に二次審査結果通知書により通知します（通知方法は電子メール及び郵便による。）。なお、最優秀提案者及び次点提案者については、市ホームページにて公表するものとします。

13 契約の締結について

（1）受託予定者

選定委員会において選定された最優秀提案者を受託予定者とし、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

（2）見積書

業務参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

（3）消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜で記載）。

契約締結に際しては、金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

（4）契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合があります。

(5) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等（同要綱第2条第4号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(6) その他

受託予定者が契約締結までに「4 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

14 支払条件

前金払 無

部分払 有（1回 基本設計完了時）

- (1) 基本設計業務の完了後、成果物の引き渡しを受け、検収において認められた後に当該成果物に対する委託金額を支払うものとします(部分払、上限110,909千円(税抜))。
- (2) 実施設計業務完了後、成果物の引き渡しを受け、検収において認められた後に委託金額の総額から(1)に定めるところにより支払った委託金額を差し引いた残額を支払うものとします。

15 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

16 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 2通以上本業務のプロポーザル方式に関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 業務参考見積書の金額が明確であること及び金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

17 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 参加申請書等及び技術提案書等に虚偽の事項を記載したもの
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を郵送で提出する場合、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (6) 申込みに必要な提出書類がないもの

- (7) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込みをしたもの
- (9) 業務参考見積書の金額と業務参考内訳書の内容が合致しないもの（業務参考内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 業務参考見積書の金額を訂正したもの
- (11) 提案上限額を超える金額で業務参考見積書を提出したもの

18 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、実施スケジュール及び二次審査の内容等を変更することがあります。これらの場合は、ホームページでお知らせします。

なお、これらの場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

19 その他

- (1) 参加申込みに係るすべての費用は、参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申込みに係るすべての書類については返却しません。
- (3) 技術提案書等の著作権は、参加者に帰属します。ただし、本業務のプロポーザル方式に関する記録及び議会、市民等への説明（本市ホームページ上での公表含む。）のために本市が技術提案書等を使用する場合は、著作権者の同意を得ずに無償で使用できるものとし、参加者は提案にあたり、その無償使用について了承するものとしします。
- (4) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に規定する不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (7) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (8) 提出受付以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則認めません。ただし、市が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合は、この限りではありません。
- (9) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (10) 応募者に対する現地説明会は開催しません。個別に現地調査等を行う場合は、来庁者等のプライバシーに十分配慮し、近隣住民、通行人等に迷惑がかからないようにしてください。
- (11) 本業務の受託者と建設業者が同一である場合又は本業務の受託者と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。
 - ア 一方が他方に出資していること（当該企業の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること）。
 - イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。